

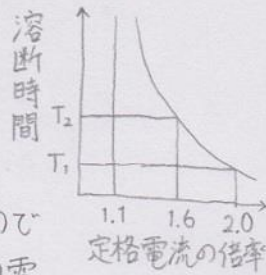
389. 低圧電路①の過電流遮断器の動作特性

〈過電流遮断器の施設〉

第14条(過電流からの電線及び電気機械器具の保護対策):電路の必要な箇所には、過電流による過熱焼損から電線及び電気機械器具を保護し、かつ火災の発生を防止できるよう、過電流遮断器を施設しなければならない。

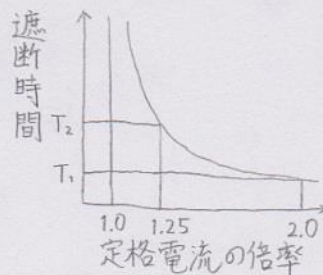
・低圧電路に施設する過電流遮断器は、大別してヒューズ、配線用遮断器、その他の過電流遮断器に分類される。解釈では、①ヒューズ、②配線用遮断器、③過負荷保護装置と短絡保護専用遮断器または短絡保護専用ヒューズを組み合わせた装置については、その動作特性を規定しているが、その他の過電流遮断器については、特に定めていない

①ヒューズ:過電流遮断器として低圧電路に施設するヒューズ(電気用品安全法の適用を受けるもの、配線用遮断器と組み合わせて一つの過電流遮断器として使用するもの及び次ページ③に示すものを除く)は、右図に示す動作特性を満足するものでなければならない。定格電流の1.1倍の電流に耐える事。定格電流の1.6倍の電流を通じた場合に T_2 の時間内に溶断する事。定格電流の2倍の電流を通じた場合に T_1 の時間内に溶断する事。非包装ヒューズは原則として2め付きヒューズでなければならない



定格電流の区分	T_2	T_1
30A以下	60分以下	2分以下
30Aを超え60A以下	60 "	4 "
60A " 100A "	120 "	6 "
100A " 200A "	120 "	8 "
200A " 400A "	180 "	10 "
400A " 600A "	240 "	12 "
600Aを超えるもの	240 "	20 "

②配線用遮断器:過電流遮断器として低圧電路に施設する配線用遮断器(電気用品安全法の適用を受けるもの及び次ページ③に示すものを除く)は、右図に示す動作特性を満足するものでなければならない。定格電流の1倍の電流で自動的に動作しない事。定格電流の1.25倍の電流を通じた場合に T_2 の時間内に自動的に動作する事。定格電流の2倍の電流を通じた場合に T_1 の時間内に自動的に動作する事



定格電流の区分	T_2	T_1
30A以下	60分以下	2分以下
30Aを超え50A以下	60 "	4 "
50A " 100A "	120 "	6 "
100A " 225A "	120 "	8 "
225A " 400A "	120 "	10 "
400A " 600A "	120 "	12 "
600A " 800A "	120 "	14 "
800A " 1000A "	120 "	16 "
1000A " 1200A "	120 "	18 "
1200A " 1600A "	120 "	20 "
1600A " 2000A "	120 "	22 "
2000Aを超えるもの	120 "	24 "

